

資源エネルギー庁

令和2年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業

地域共生型再生可能エネルギー発電事業(仮称)の取組拡大に向けた調査
報告書

令和3年2月26日



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

1. はじめに	1
2. 事業概要	2
3. 事業内容	3
3.1 地域共生型再エネ事業に関する実態調査	3
3.2 有識者検討会の開催	5
3.3 地域共生型再エネ事業の顕彰に向けた方針案の策定	5
3.4 地域共生型再エネ事業の顕彰のための自治体向けガイドライン案の策定	8
3.5 地域共生型再エネ事業のロゴマークの作成	9
4. おわりに	11
5. 参考資料	12
5.1 実態調査の実施結果	12
5.2 第4回有識者検討会資料	19
5.3 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度の実施に向けた自治体向けガイドライン (案)	24

1. はじめに

我が国のエネルギー政策の基本的視座である「3E+S」の実現、及び、2050CN 宣言を受けて、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」とする）の主力電源化の取組を今後更に加速化させる必要がある。再エネの更なる導入拡大に向けては、再エネが地域から受け入れられ、地域に定着していくことが重要である。再エネ事業は、地域活性化やレジリエンス向上に資する側面もあり、再エネの地域での活用に期待する地方公共団体も多い。一方で、太陽光発電設備を中心に急速に導入が進んだことから、パネル廃棄や景観問題等の懸念が顕在化している事例も存在し、新たに再エネ事業を実施するのが難しい状況にある地域も一部存在している。

上述の背景を踏まえ、本事業では、地域共生に取り組む優良な再エネ事業を適切に評価し、普及促進することを目的として、顕彰する制度を創設するため、以下事業内容を実施した。

- 地域共生型再エネ事業に関する実態調査
- 地域共生型再エネ事業の顕彰制度に関する有識者検討会の開催
- 地域共生型再エネ事業の顕彰に向けた方針案の策定
- 地域共生型再エネ事業の顕彰のための自治体向けガイドライン案の策定
- 地域共生型再エネ事業のロゴマークの作成

2. 事業概要

2.1 地域共生型再エネ事業に関する実態調査

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度（以下、「顕彰制度」とする）の制度設計にあたり、再エネ事業を通じた地域貢献事例や、地方自治体における地域共生型の再エネ事業の評価制度等を調査した。

2.2 地域共生型再エネ事業の顕彰に向けた方針案の策定

顕彰制度の創設に向けて、前述した調査や後述の有識者検討会における議論を踏まえ、方針案を策定した。

具体的には、顕彰制度の制度目的、制度スキーム、審査項目、応募事業の評価・審査方法、顕彰事業に対する支援措置、ロゴマーク付与の検討の方向性等について検討し、方針案を策定した。

今後、この方針案を参考としつつ、資源エネルギー庁において、制度実施に当たっての詳細設計等を講じることとなる。

2.3 地域共生型再エネ事業の顕彰のための自治体向けガイドライン案の策定

地域共生の在り方は地域によって異なるため、顕彰制度においては、自治体からも応募事業の評価をしてもらうこととした。自治体が評価するにあたり、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度の実施に向けた自治体向けガイドライン（案）」（以下、ガイドライン案とする）を策定した。同ガイドライン案においては、自治体が応募事業を評価する際の参考として、「再エネ事業の評価手順」等を示した。

今後、このガイドライン案を参考としつつ、資源エネルギー庁において、制度実施に当たっての詳細設計等を講じる中で、加筆・修正等を講じることとなる。

2.4 地域共生型再エネ事業の顕彰制度に関する有識者検討会の開催

顕彰制度の検討にあたり、学術有識者、再エネ業界有識者、金融業界有識者により構成される有識者検討会を合計4回開催し、検討会における意見を制度の検討及び設計に反映した。

2.5 地域共生型再エネ事業のロゴマークの作成

顕彰事業に対して付与するロゴマーク（案）を募集し、候補となるロゴマークを提案した。

今後、提案されたロゴマークを参考としつつ、資源エネルギー庁において、最終的なロゴマークの作成をすることとなる。

3. 事業内容

3.1 地域共生型再エネ事業に関する実態調査

3.1.1 地域共生に取り組む再エネ事業の先行事例

(1) 目的

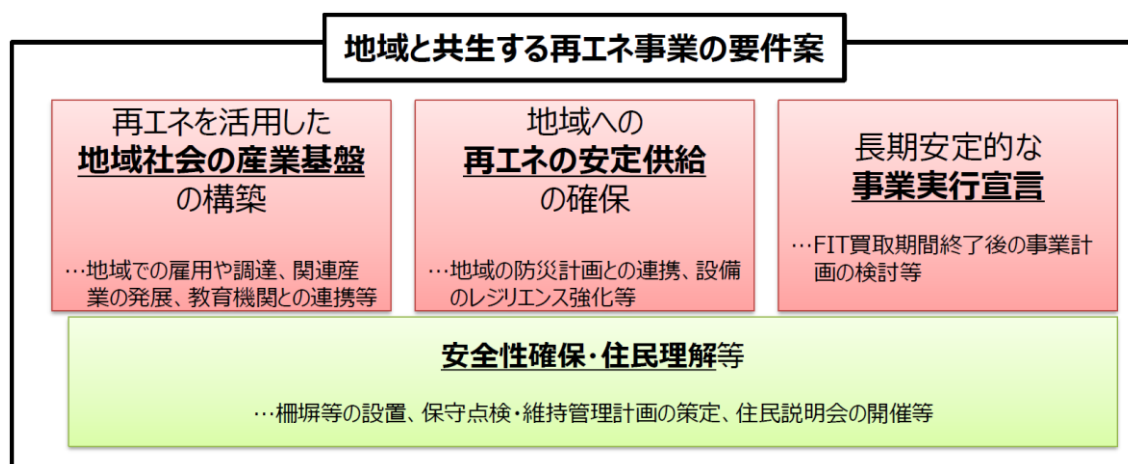
地域共生型再エネ事業の先行事例と考えられる事業の実態を明らかにすることにより、顕彰制度の対象となりうる要件等を検討するとともに、各要件に即した事例のイメージをガイドライン案に掲載することを目的として実施した。

(2) 内容・成果

まず、「再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会（第18回）」（2020/7/22開催）/『『再エネ型経済社会』の創造に向けて』（79頁）における「地域と共生する再エネ事業の要件案」等を参考に、以下の通り、事例のテーマを分類した。

1. 再エネを活用した地域社会の産業基盤の構築：地域での雇用や調達、関連産業の発展、教育機関との連携等
2. 地域への再エネの安定供給の確保：地域の防災計画との連携、設備のレジリエンス強化等
3. 長期安定的な事業実行宣言：FIT 買取期間終了後の事業計画の検討等

図表 1 地域と共生する再エネ事業の要件案



資料：「再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会（第18回）」（2020/7/22開催）
/『『再エネ型経済社会』の創造に向けて』（79頁）

次に、上記1.～3.のいずれか、或いは全てに該当する先行事例として、19事例を抽出し、ヒアリング調査を実施した。（各事例の概要等は本報告書「5. 1 実態調査の実施結果」を参照）

ヒアリングした項目は、以下の通りである。

- ・取組目的、経緯
- ・地域課題、再エネ計画等との関係、地域ニーズの反映状況
- ・事業内容・事業スキーム

- ・地域貢献の内容
- ・FIT 期間終了後の事業継続を見据えた運用の内容
- ・事業実施状況、事業実施における課題と解決策
- ・地域内外の協力体制
- ・今後の方向性 /等

3.1.2 地方公共団体等が実施する評価制度の事例

(1) 目的

地方公共団体等が実施する、地域に裨益する事業を評価する既存制度の事例（評価基準や評価方法、スキーム、インセンティブ、活用実績等）の調査結果を、地域共生型再エネ事業の顕彰に向けた審査基準、採択方針案等を策定する際の参考資料とすることを目的として実施した。

(2) 内容・成果

評価・審査項目に地域共生型再エネ事業の要件が含まれている（地域に裨益する再エネ発電事業を評価する）支援・認定制度等を調査対象とした。都道府県に、地域に裨益する再エネ発電事業を評価する既存制度が多いことから、主に都道府県の制度の概要について文献・資料、インターネットにて概要を調査するとともに、以下の自治体の評価制度に関しては、ヒアリング調査を実施した。（各事例の概要等は本報告書「5. 1 実態調査の実施結果」を参照）

<ヒアリング調査対象先>

- ・都道府県：千葉県、静岡県、兵庫県
- ・市町村：神奈川県小田原市、愛知県豊田市、兵庫県宝塚市

ヒアリングした項目は、以下の通りである。

- ・支援・認定制度等の内容・対象分野
- ・同制度における支援対象を評価・採択する際の方針・基準、重視点、課題
- ・同制度における支援対象を審査する方法・体制
- ・同制度の活用実績（採択案件の内容、採択後の状況（地域貢献効果等）） /等

3.2 有識者検討会の開催

(1) 目的

顕彰制度の検討及び設計をするにあたり、有識者からの意見を反映することを目的として、学術有識者、再エネ業界有識者、金融業界有識者により構成される「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度検討会（以下、「有識者検討会」とする）」を開催した。具体的には、地域共生に関する優良な取組を適切に評価する顕彰事業の運用に向けた方針案の策定、及び、顕彰制度実施にあたっての自治体向けガイドライン案の策定、の2点を検討会の目的としてご議論いただいた。

(2) 内容・成果

有識者検討会は、合計4回にわたり実施した。各回の有識者検討会においては、以下の議題に沿って実施した。

なお、有識者検討会においては、環境省、農林水産省、総務省にオブザーバー参加いただいた。

図表 2 検討会における議題

検討会	議題
第1回 (2020年11月4日)	● 全体論点提示 ● 顕彰要件の検討
第2回 (2020年12月9日)	● 顕彰要件の詳細検討 ● 自治体向けガイドライン案（第1稿）
第3回 (2021年1月19日)	● 顕彰要件に関連する以下の詳細検討・決定 ○ 顕彰制度の位置付け・狙い ○ 顕彰制度のフロー ○ 再エネ事業の審査 ● 顕彰事業に対する支援措置の方向性検討 ● 自治体向けガイドライン案（第2稿）
第4回 (2021年2月15日～19日※ 書面開催)	● 議論のまとめ ● ロゴマーク付与の検討の方向性提示 ● 自治体向けガイドライン案（最終稿）

3.3 地域共生型再エネ事業の顕彰に向けた方針案の策定

(1) 目的

顕彰制度の制度設計を目的として、地域共生型再エネ事業に関する実態調査及び有識者検討会における議論を踏まえ、顕彰制度にかかる方針案を策定した。

今後、この方針案を参考としつつ、資源エネルギー庁において、制度実施に当たっての詳細設計等を講じることとなる。

(2) 内容・成果

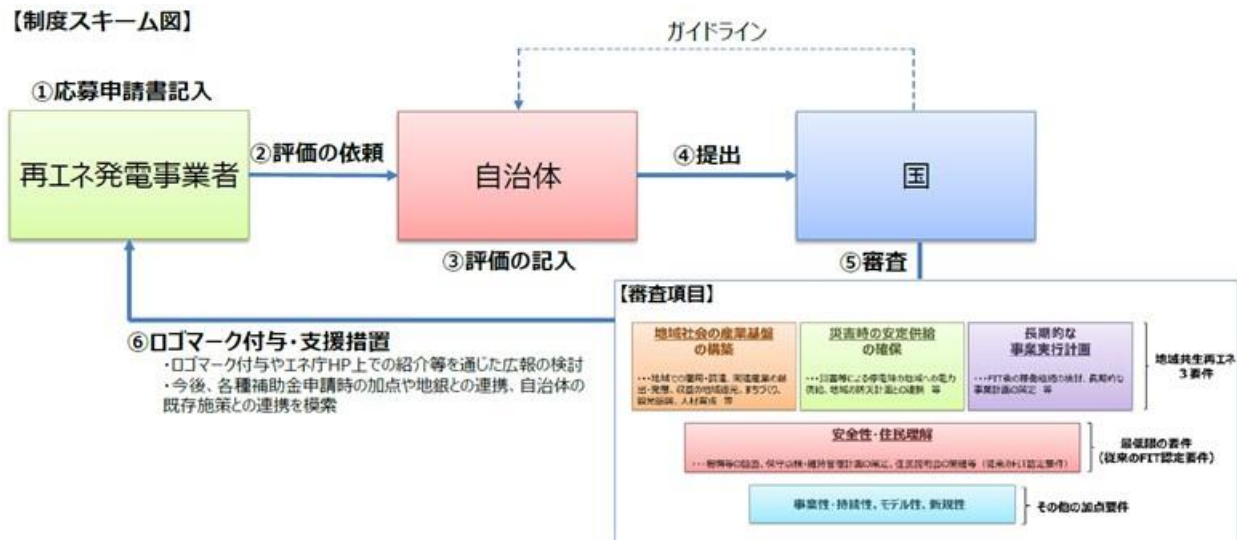
主な方針案としては、以下の通り。

1) 顕彰制度のスキーム

地域共生の在り方が地域によって異なること、及び、設備の安全性や住民理解等については、

国よりも自治体の方が適切に評価できることから、再エネ事業の評価プロセスには自治体の関与を求めることとする。

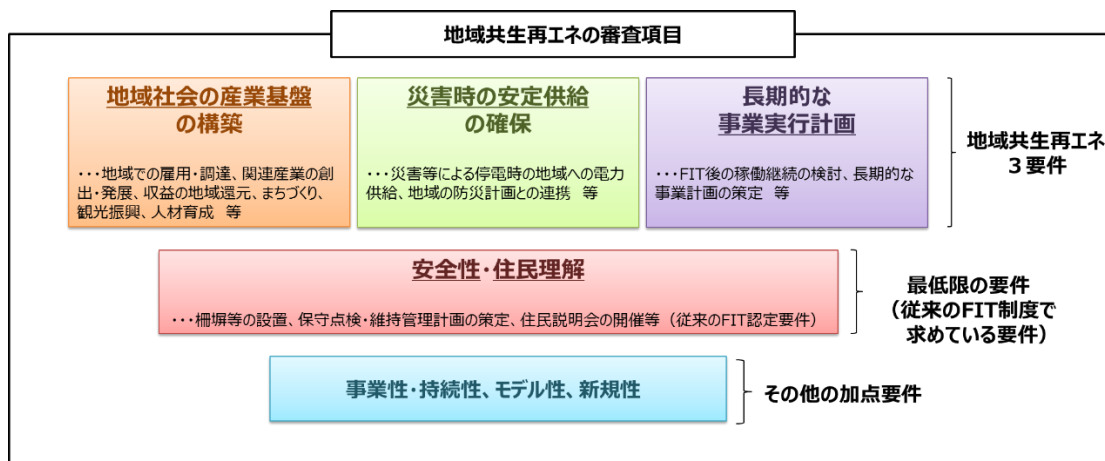
図表 3 顕彰制度のスキーム



2) 審査項目

従来のFIT制度で求めている、設備の安全性、住民理解を最低限の要件とし、地域共生再エネ3要件（地域社会の産業基盤の構築・災害時の安定供給の確保・長期的な事業実行計画）を満たすものを顕彰することとする。

図表 4 地域共生再エネの審査項目



3) 自治体による応募事業の評価

中長期的には自治体のキャパビルにも繋げるという観点から、単に評価の記入をするのみならず、自らの地域にとっての地域共生の在り方を考える仕組みとする方向で検討した。自治体には、（１）地域ニーズの調査・把握、（２）地域共生再エネ3要件の配点比率の決定、（３）評価の記

入をしていただくこととする。具体的には以下の通り。

(1) 地域ニーズの調査・把握

応募事業が自らの地域にとって地域共生型であるかどうかを評価するためには、まずは自らの地域にとって地域共生する再エネとは何かについて、知っておく必要があることから、地域ニーズの調査・把握を実施する。方法としては、下表において示される方法が挙げられる。

図表 5 地域ニーズの反映に向けた方法

分類	方法
1. 自治体内で検討	自治体の政策（計画、条例等）との関連を分析
2. 都道府県と検討	都道府県政策（計画、条例等）との関連を分析
3. 発電事業者・地銀等地域関係者と検討	地域活動・課題と再エネ事業の関連を分析、地域再エネの課題を確認

(2) 地域共生再エネ 3 要件の配点比率の決定

把握した地域ニーズに基づき、地域共生再エネ 3 要件の各要件の配点比率を決定する。例えば、自らの地域では災害が多くレジリエンスが重要という場合は「災害時の安定供給の確保」の配点を大きくし、経済状況が落ち込んでいるので経済効果が重要という場合は「地域社会の産業基盤の構築」の配点を大きくする。

図表 6 地域共生再エネ 3 要件の配点比率例

地域ニーズ	配点比率（例（重み係数））
レジリエンス重視	・ 地域社会の産業基盤の構築 （0.2） ・ 災害時の安定供給の確保 （0.6） ・ 長期安定的な事業実行計画 （0.2）
経済効果・社会貢献重視	・ 地域社会の産業基盤の構築 （0.6） ・ 災害時の安定供給の確保 （0.2） ・ 長期安定的な事業実行計画 （0.2）

(3) 評価の記入

事業者が記入した応募申請書の内容を参照の上、地域共生再エネ 3 要件、安全性、住民理解の 3 つの審査項目と、全体を俯瞰して当該事業の強調・特筆すべき点などについて総合評価を記入する。

4) 国による応募事業の審査

国は、自治体の評価を参照し、応募事業の審査を行う。

採点による審査（定量評価）に加え、ヒアリング等による審査（定性評価）も行うことを検討する。定量評価の際は、自治体が決めた地域共生再エネ 3 要件の配点比率をそのまま活用する。

5) 顕彰事業に対する支援措置

顕彰された事業に対するロゴマーク付与や、資源エネルギー庁のウェブサイト上での紹介等を通じた広報を検討する。

さらに、将来的には、各種補助金申請時の加算や地元金融機関との連携、自治体の既存施策との連携等を検討する。

3.4 地域共生型再エネ事業の顕彰のための自治体向けガイドライン案の策定

(1) 目的

顕彰制度における自治体向けのガイドラインとして、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度の実施に向けた自治体向けガイドライン（案）」を策定した。

今後、このガイドライン案を参考としつつ、資源エネルギー庁において、制度実施に当たっての詳細設計等を講じる中で、加筆・修正等を講じることとなる。

(2) 内容・成果

本報告書「5.3 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度の実施に向けた自治体向けガイドライン（案）」を参照。

3.5 地域共生型再エネ事業のロゴマークの作成

3.5.1 目的

地域共生型再生可能エネルギー顕彰制度の採択者に付与するロゴマークのデザイン案を作成することを目的として実施した。

今後、提案されたロゴマークを参考としつつ、資源エネルギー庁において、最終的なロゴマークの作成をすることとなる。

3.5.2 内容・成果

(1) ロゴマーク候補案の募集

ロゴマークの公募ができるプラットフォーム（株式会社クラウドワークスが提供）を活用し2021年1月6日より1月20日までの2週間、ロゴマーク候補案（5作品）の公募を実施した。その結果、47人、79件の応募があった。

(2) ロゴマーク候補案の選定結果

上記応募案の中から、5つのロゴデザイン候補案を選定した、選定した候補案は以下の通り。また、これら5つの候補案に関し、商標調査を実施し、他の商標権への侵害がないことを確認した。

図表 7 ロゴマーク候補案の採用作品





4. おわりに

上述の事業を通じて策定した、顕彰制度の方針案やガイドライン案を基としつつ、事業者や自治体、及び、有識者等へのヒアリングなどを実施しながら、今後、事業スキームの詳細検討や、制度開始に向けた準備を、資源エネルギー庁において実施する予定である。

5. 参考資料

5.1 実態調査の実施結果

図表 8 地域共生型再エネ事業の先行事例実態調査の概要

	電源種	事業名	所在地	事業主体	概要
1	太陽光発電	みやぎ地域協同発電事業	宮城県仙台市	みやぎ地域エネルギー合同会社	・地域の有志が県内での再エネ推進を目的に設立した組織が事業主体 ・配送センター（冷凍冷蔵庫運用）でもある「あいコープみやぎ本社」の屋根に、第三者所有モデルにて、太陽光発電設備を設置 ・同配送センターにてほぼ全量自家消費 ・建設資金の多くは本事業の賛同者（地域グループ・市民）から調達 ・施工業務は、宮城県の地元施工業者に依頼するのが基本方針
2		富岡復興ソーラー事業	福島県双葉郡富岡町	株式会社さくらソーラー	・農地の有効利用、地権者の生活再建等を目的とする太陽光発電 ・町の復興整備計画に従い、広大な耕作放棄地を活用 ・プロジェクトファイナンス、全国の市民、法人からの出資により資金調達 ・発電所管理に3名、草刈り等の業務に6名の地域雇用を創出 ・事業収益の一部は、地域住民主体組織に還元 ・同組織は、復興支援に必要な事業等に資金を提供
3		葛尾村スマートコミュニティ事業	福島県葛尾村	葛尾創生電力株式会社	・村内に、メガソーラー、大容量蓄電池、自営線、及びCEMS等のエネルギーマネジメントシステムを導入 ・高圧、低圧、一般（100軒以上）向けに自営線にて電力供給 ・ほぼ半分が地産地消による電力供給。不足分は市場から調達 ・災害時に、公共施設などの重要施設への電力供給が可能 ・EV、無停電の電灯などを整備 ・EVは、平常時は村役場がデマンドタクシーに使用。非常時には避難所等で電源供給車として活用
4		避難所における自家消費型太陽光発電事業	神奈川県横浜市	株式会社太陽住建	・横浜市老人福祉施設「和みの園」（福祉避難所に指定）の屋根に自家消費型太陽光発電設備を設置 ・横浜型リビングラボ（特定の社会的課題の解決に向け、多様な主体が参画した公民対話を通じて、具体的な公民連携事業を創出する実験的活動の場）と連動 ・災害時には通信手段の確保など、電気が必要な場合に使用できるよう、本設備から出来る非常用電源を近隣に解放する計画 ・将来的には、空き家を街の防災拠点（災害時の電気供給拠点）にしていく取組みを、横浜市内事業者8社で協力して進めていく計画

5		地産地消型エネルギー利用のためのコンパクトネットワーク構築事業	鹿児島県日置市	ひおき地域エネルギー株式会社	・市内に、太陽光発電設備、蓄電池、逆潮流防止設備、及びエネルギーマネジメントシステムを導入 ・複数のコンパクトグリッド内（公共施設、病院、公園、温浴施設等）において発電設備と需要家を自営線でつなぎ電力供給するとともに、不足分の電力は JEPX などから調達 ・災害時における公共施設への電力供給を検討中 ・当事業の収益の一部を基金に拠出し、地域のために寄付 ・事業計画の期間（20 年間）終了後も、事業を継続する予定
6		石狩市厚田区・市民風力発電事業	石狩市厚田区	株式会社厚田市民風力発電	・市民ファンドにより事業資金の一部（約 1 億）を調達した風力発電 ・売電収入の一部は、市の基金へ寄付され、森づくりや市内の環境関連の取組に活用 ・市民ファンドの利益の一部は、地元活動団体等へ寄付され、区の活性化のための取り組みに活用
7	風力発電	松前町における地域貢献事業	北海道松前町	東急不動産株式会社	・風力発電・蓄電設備を活用した地域マイクログリッドを計画 ・夏は風が弱いため、太陽光発電設備も新設予定 ・系統を活用し、平常時は FIT 電源として一般送配電事業者、非常時は公共施設や住宅地に電力供給 ・地元食材の販売ルート開拓、出前講座や地元の子供たち向け風車にお絵描きイベント開催を実施 ・地域の防災計画と連携 ・災害発生（上位系統遮断）時に、町主要部（町庁舎、病院、消防署、住宅地等）に 1 週間程度電力供給が可能 ・FIT 期間終了後も地産地消の電源として活用予定
8		秩父寺沢川小水力発電事業	埼玉県秩父市	陽野ふると電力株式会社	・発電した電気を、地域新電力経由で地域の需要家に供給 ・同発電事業において新規雇用者を創出 ・地域の建設会社や電気工事業者が施工 ・収益の一部は、里山の環境保護整備の資金や、観光のための案内所、遊歩道、ベンチなどの設置整備などの資金として充当
9	小水力発電	大日止昇小水力発電事業	宮崎県日之影町	大人発電農業協同組合	・農業用水路を活用した小水力発電所を建設 ・稲作を優先し、非灌漑期のみ発電 ・売電収入は、農業用水路の維持管理の他、公民館活動の支援や文化芸能の維持にも活用 ・売電先の新電力と地域貢献も含めたパートナーシップ契約を締結し、地域の祭で共に神輿を担ぐなど、住民との交流も実施

10		新曾木水力発電事業	鹿児島県伊佐市	株式会社工営エナジー	・観光名所である「曾木の滝」の流量・落差を活用した流れ込み式小水力発電所を建設し、2013年5月から運転を開始 ・市と「曾木の滝再生可能エネルギー創出事業実施協定」を2011年11月に締結、発電所の建設・運営・管理、学習型観光の促進への協力等の役割を担う ・毎年、売上高の数%を地域貢献費として拠出。発電施設の観光拠点化、パンフレットやDVD等学習教材の作成・更新、学校や団体への研修を市の観光ボランティアガイドと協力して実施等に充当し、残額は市に一般寄付。小中学校の環境学習授業や大手旅行会社の施設見学ツアーとして定着しており、市も観光面で大きな効果を実感 ・滝の景観維持に関する市との取り決めで、河川流量が18m³/secを下回ると発電は自動停止
11		永吉川水力発電事業（水永吉君）	鹿児島県日置市	ひおき地域エネルギー株式会社	・出資者でもある地元企業とともに、自治体や地元金融機関の協力も得ながら、小水力発電の開発を推進 ・発電した電気は地産地消の電気として地域内で利用 ・売電収入の一部を基金に拠出し、地域のために寄付 ・地域に親しまれる発電所とするため、発電所の愛称を公募 ・発電所建屋の側面を地域の小学生と地元在住のイラストレーターと一緒に制作した絵で装飾 ・FIT期間終了後も発電設備を維持し、発電事業を継続することで、地域へ貢献する予定
12	バイオマス発電	内子バイオマス発電事業	愛媛県内子町	内子バイオマス発電合同会社	・木質ペレットのガス化発電設備（1,115kW）、出資金（特定出資）の65%が地元企業 ・内子町では、バイオマスタウン構想を策定し、林内に捨てられていた間伐材を回収するとともに、ペレット製造を開始 ・ペレットの需要は冬期に限定され消費量も少ないため、需要確保の目的で小型の木質ペレット発電施設を導入 ・地域の森林から未利用材を購入し、地域の林業者が収集することにより、地元林業関係者の収入源、雇用が増加 ・地元小学校等から定期的に訪問を受け付け、林業教育や環境教育に貢献
13		山林未利用材による木質バイオマス発電事業	大分県日田市	日本フォレスト株式会社	・山林未利用材を活用したチップを燃料とするバイオマス発電 ・山林未利用材を購入することで地元林業の活性化に貢献 ・関連会社の電力小売事業者を通じ、市庁舎等の公共施設、市内全ての小中学校へ電力供給 ・グループ全拠点・全工場に非化石証書を活用し、再エネ100%の電気を供給 ・FIT買取期間終了後は、原料を未利用チップから廃棄物チップに置き換え、発電事業を継続 ・発電した電気は、関連会社の電力小売事業者環境価値をつけて供給することで、採算性を確保

14	熊本市廃棄物発電事業	熊本県熊本市	スマートエナジー熊本株式会社	・市の清掃工場（東部及び西部環境工場）における廃棄物発電の余剰電力を 220 を超える市施設へ供給し、その結果、市は従来の契約条件と比較して年間約 1.8 億円（令和元年度実績）の電気料金を削減 ・地域の防災計画と連携 ・令和元年度からは、複数の防災拠点等に大型蓄電池を設置することで、平常時は市の公共施設で使用する電力のピークカット・ピークシフトが可能となるとともに、災害時における電力の確保を実現 ・一部地域で西部環境工場の余剰電力を直接供給するための自営線を敷設し、EV 充電拠点を整備することで、系統電力に頼らない、非常時における EV による電力供給システムを構築
15	八代市木質バイオマスガス化熱電併給事業	熊本県八代市	株式会社日奈久バイオマス	・県産材の未利用材の生木質チップを活用した木質バイオマス発電 ・ガス化発電による廃熱を、発電用生木質チップの乾燥、熱帯果樹の温室加熱や、食品の加工乾燥処理等に利用 ・地域の観光や産業振興・雇用（食品乾燥事業等）等に貢献するため、市と連携協定を締結し県に協力要請 ・発電所、食品加工乾燥施設、農園合計で 20 人以上の雇用を創出
16	みやざきバイオマスリサイクル発電事業	宮崎県川南町	みやざきバイオマスリサイクル株式会社	・鶏ふんの焼却熱によるバイオマス発電 ・鶏ふんの大量焼却による減量化、畜産業の安定的成長（農家個別の設備投資軽減）、環境負荷の低減（臭い・地下水・河川・土壌への影響）、雇用創出に貢献 ・県ではブロイラー産業が一つの基幹産業になっており、その成長を支えるには終末処理は必須であるため、FIT 期間終了後も発電事業を継続、そのための事業計画を構築中
17	木質バイオマス発電所	宮崎県児湯郡	株式会社森林パワーホールディングス	・山林未利用材を活用したチップを燃料とするバイオマス発電 ・持株会社の傘下に 3 つの木質バイオマス発電所及びチップ製造会社を置く。3 つの木質バイオマス発電所のうち 2 つが稼働済み ・稼働中のバイオマス発電所のうち、1 つは 24 人、もう 1 つは 17 人、また、チップ工場は 29 人の新規雇用を創出

18		サツマイモバイオガス発電事業	宮崎県都城市	霧島酒造株式会社	・工場内に焼酎粕リサイクルプラントを建設。副産物のメタン発酵処理によって生産したバイオガスは、焼酎製造の蒸気ボイラー燃料に利用 ・未利用のバイオガスを有効利用するため、サツマイモ原料由来のバイオガス発電を開始 ・焼酎かすの処理を行うプラントの運営管理（バイオガス発電・熱利用事業を含む）で約 30～40 人が従事 ・FIT 買取期間終了後も、バイオガスを熱利用や自家発電により有効活用
19	地熱発電	温泉バイナリー発電事業	福島県福島市土湯温泉町	株式会社元気アップつちゆ	・温泉の源泉から湧出する蒸気・熱水を使用した地熱発電 ・エビ養殖施設や展望デッキを併設し、観光活性化に貢献 ・売電収入は、車を持たない高齢者へのバス無料パスの支給、地域から通学する高校・大学生の通学定期代の無償化等、地域貢献事業に活用 ・発電後の冷却水と温泉水を活用し、オニテナガエビの養殖に最適な水温に保つ熱交換装置を設置 ・バイナリー発電所にエビ養殖施設や展望デッキを併設し、観光活性化や温泉街の復興に貢献 ・FIT 買取期間が終了する 2030 年までに、地域内で活用可能な送配電網や蓄電池設備を整備するとともに、再エネ発電設備を増強することで、地域内の電力需要を全て賄う計画を検討中

図表 9 地方自治体における地域共生型再エネ事業の評価制度実態調査の概要

自治体名	補助金名等	概要	選定基準等
1 千葉県	地域主導型新エネルギー活用プロジェクト支援事業	地域の特性に応じた新エネルギーの効果的な活用による地域振興を図るため、平成 25 年度に創設された助成制度で、市町村と連携した企業・商工団体等が行う新エネルギーの活用による地域振興策の検討等に対し補助する。	○補助事業の目的との合致 ・申請した事業が、補助事業の趣旨・目的に即しているか。 ○地域の特性 ・地域の特性を踏まえた申請となっているか。 ○地域内の連携 ・申請した事業に、地元住民や企業との連携の視点が含まれているか。 ○地域振興の効果 ・目指すべき地域振興への効果が具体的なものとなっているか。
2 静岡県	ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金	静岡県は、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、地域資源の活用による多様な分散型エネルギーの導入を推進している。 小水力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用及び温泉エネルギー（温泉熱利用、温泉熱発電、温泉付随ガス発電・熱利用）の導入を促進するため、市町、中小企業者、非営利団体による可能性調査事業、設備導入事業への助成を行う。	○実施体制・役割分担 ○事業の公益的取組事項 ・事業の便益の地域への還元に関する取組 ・地域の安定的なエネルギー供給への貢献に対する取組 ○事業の効果 ・多地点への波及の可能性 ・事業実施による小水力・バイオマス・温泉エネルギー利用拡大に係る貢献 ○許認可・地元対応 ・関係者との合意形成の状況 ・法令等に関する諸手続きの状況 ・系統連系に関する調整の状況
3 兵庫県	地域創生！再エネ発掘プロジェクト	バランスのとれた再生可能エネルギーの導入拡大に向け、地域活性化を推進する地域団体等による小水力発電、小規模バイオマス発電、小型風力発電の立ち上げ時の取組、基本調査等の経費の一部を補助する。	○事業内容 ・事業化可能性、収益性、関係法令、事業の必要性、事業内容の妥当性、調査実施主体の信頼性、周辺住民の理解度 ○団体内容 ・取組姿勢、団体の地域性、地元市町との連携 ・団体の信頼性、地域貢献度、地球温暖化防止活動の取組

4	小田原市	小田原市市民参加型再生可能エネルギー事業奨励金	平成 26 年 4 月に施行した「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」（平成 29 年 6 月改正）に基づき、市民参加型再生可能エネルギー事業の認定を受けた者に対して奨励金（固定資産税相当額）を交付することにより、市民参加型の再生可能エネルギーの利用を促進することを目的とする。	【小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例】 （市民参加型再生可能エネルギー事業の認定） 第 10 条 市長は、市内で実施される再生可能エネルギー事業であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるものを、当該事業を行っているものの申請により、市民参加型再生可能エネルギー事業として認定することができる。 (1) 広く市民が参加して実施される事業として規則で定めるものであること。 (2) 地域の防災対策の推進に資する事業として規則で定めるものであること。 (3) 地域の経済の活性化に資する事業として規則で定めるものであること。 (4) 継続することができる見込みがある事業として規則で定めるものであること。 第 17 条 市は、市民参加型再生可能エネルギー事業に対し、規則で定めるところにより、必要な支援を行うものとする。
5	豊田市	豊田市版環境税・再生可能エネルギー発電設備減税	「豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」の第 3 条及び第 6 条に基づき、発電出力が 10 キロワット以上 2,000 キロワット未満の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産）を一部減免する。	【豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例】 （基本原則） 第 3 条 再生可能エネルギーの導入の推進は、再生可能エネルギーが環境への負荷の低減に寄与する安全で安心な地域資源であることに鑑み、市民生活の向上、市民経済の発展及び地域の活性化に資するよう積極的に行われなければならない。 （財政上の措置等） 第 6 条 市は、再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
6	宝塚市	宝塚市再生可能エネルギー基金活用事業	宝塚市は、地域の共有財産である再生可能エネルギーを推進していくため「宝塚市再生可能エネルギー基金」を創設した。本基金を活用し、補助金事業や市主体の事業を実施し、学校や保育所などの公共施設への再生可能エネルギーの導入や公益的な再生可能エネルギー事業に効率的・効果的に資金を充てる。	【補助事業における募集要領の要件】 ・「既築集合住宅再生可能エネルギー設備設置導入支援事業」の場合 －応募主体：マンションの管理組合等 －費用用途：マンションの住民間の合意形成のための諸費用（勉強会に係る講師謝礼、視察等に係る旅費等） ・「太陽熱利用システム設備設置導入補支援助成金」の場合 －応募主体：老健施設、福祉施設等 －費用用途：太陽熱利用システム設置費用の一部を補助

5.2 第4回有識者検討会資料


経済産業省
(資料2)

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度検討会 (とりまとめ)

2021年2月15日
資源エネルギー庁
新エネルギーシステム課

これまでの検討/本日の論点

- これまで、論点1（制度スキーム・審査項目等）及び、論点2（支援措置）についてご議論いただき、本制度の大枠の方向性については、ご了承を頂いたところ。
- 今回は、①これまでの議論のまとめと、②残された論点3（ロゴマーク付与）の今後の検討の方向性、及び③自治体向けガイドラインの最終稿を提示させていただき、本検討会の最終取りまとめとさせていただきます。

【本検討会における全体論点】

論点1：顕彰要件

1. 顕彰制度のスキーム：顕彰制度を有効に機能させるためにどのように設計するか
2. 地域共生型再生可能エネルギー事業の要件：地域共生型再生可能エネルギー事業をどのように定義するか
3. 事業対象：事業に制限やカテゴリー等を設けるべきか
4. 国の評価方針：事業を国はどのような方針で評価・審査するか
5. 自治体や国に事業を推薦するためのガイドラインの構成：ガイドラインに何を盛り込むか
6. 自治体の評価手順：自治体はどのような基準で事業を評価・審査し、国に推薦するか

検討会	ご議論いただく内容
第1回 (11/4)	- 全体論点提示 - 論点1（顕彰要件）
第2回 (12/9)	- 論点1（顕彰要件）の詳細検討 - ガイドライン第1稿
第3回 (1/19)	- 論点1（顕彰要件）に関連して、第2回の議論を踏まえた、以下の詳細検討・決定 ①顕彰制度の位置付け・狙い ②再生可能エネルギー事業の審査 - 論点2（顕彰事業に対する支援措置）の方向性検討 - ガイドライン第2稿
今回 とりまとめ (2/15) ※書面開催	- これまでの議論のまとめ - 論点3（ロゴマーク付与）の検討の方向性提示 - ガイドライン最終稿

これまでのご議論のまとめ ～制度目的～

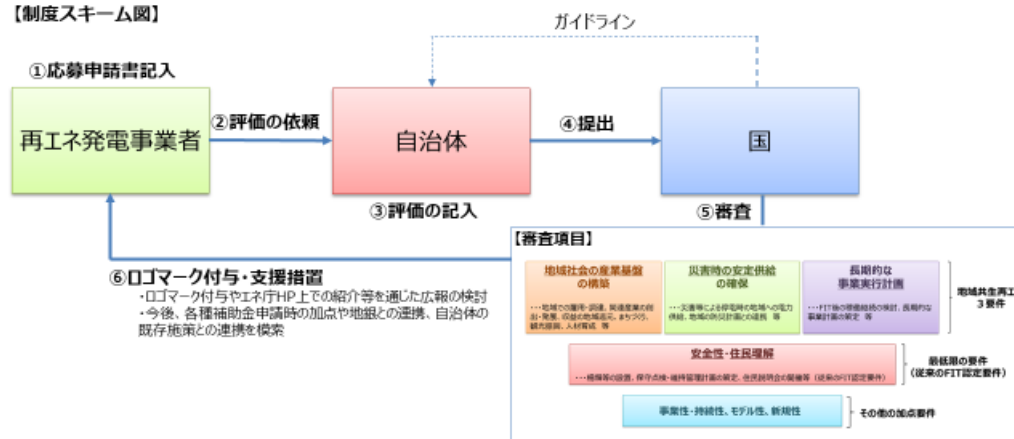
- 我が国の「**3E+S**」の実現、及び、**2050CN宣言**を受けて、**再エネ主力電源化の取組を今後更に加速化**させることが必要
- 再エネのさらなる導入拡大に向けては、再エネが**地元から受け入れられ、地域に定着**していくことが重要
- 再エネ事業は、**地域活性化やレジリエンス向上**に資する面があることから、再エネの地域活用に期待する地方公共団体も増えてきている
- 一方で、パネル廃棄や景観問題など、**再エネ事業への懸念が顕在化**している事例も存在し、新たに再エネ事業を実施するのが難しい状況にある地域も一部存在
- そこで、**地域共生に取り組む優良な再エネ事業を適切に評価し、普及促進**することを目的として、顕彰する制度を創設すべく、これまでご議論いただけてきたところ
- 具体的には、①**地域共生に関する優良な取組を適切に評価する顕彰事業の運用に向けた方針の策定**、及び②**本制度実施にあたっての自治体向けガイドラインの策定**、の2点を検討会の目的としてご議論いただけてきた

2

これまでのご議論のまとめ ～制度スキーム～

- **地域共生の在り方**は地域によって異なり、また、**設備の安全性、住民理解等**については国よりも**自治体の方が適切に評価できる**ため、
- 事業の評価プロセスにあたっては**自治体の関与**の上で実施する

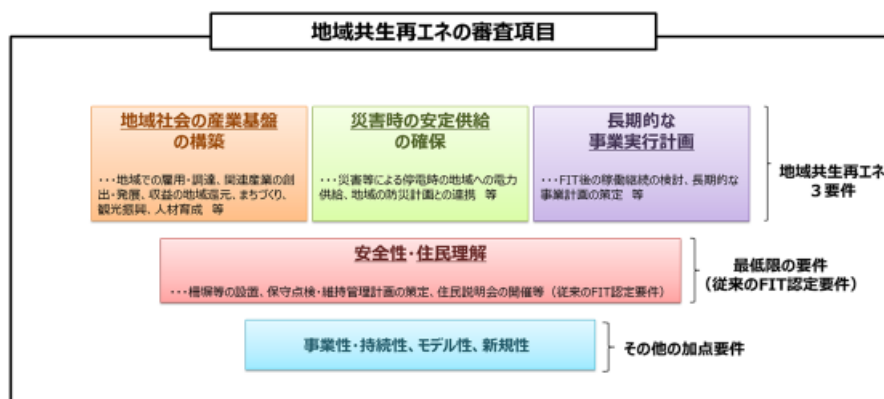
【制度スキーム図】



3

これまでのご議論のまとめ ～審査項目～

- **既設で実績のある**再エネ事業が対象
- 従来のFIT認定要件である、**設備の安全性、住民理解を最低限の要件**とし、
- **地域共生再エネ3要件（地域社会の産業基盤の構築・災害時の安定供給の確保・長期的な事業実行計画）**を満たすものを顕彰する



4

これまでのご議論のまとめ ～応募事業の評価（自治体）～

- 中長期的には自治体のキャパビルにも繋げるという観点から、単に評価の記入をするのみならず、自らの地域にとっての**地域共生の在り方を考える仕組み**とする方向で検討してきた
- 自治体には、**（１）地域ニーズの調査・把握、（２）地域共生再エネ3要件の配点比率の決定、（３）評価の記入**をしていただく

【自治体の作業フロー】

（１）地域ニーズの調査・把握

応募する再エネ事業が自らの地域にとって地域共生型であるかどうかを評価するためには、まずは自らの地域にとって地域共生する再エネとは何か、を知っておく必要がある。
そのため、地域ニーズの調査・把握を行う。

（２）地域共生再エネ3要件の配点比率の決定

地域ニーズに基づき、地域共生再エネ3要件の各要件の配点比率を決める。

（３）評価の記入

事業者が記入した応募申請書の内容を参照し、地域共生再エネ3要件、安全性、住民理解の3つの審査項目と、全体を俯瞰して当該事業の強弱・特筆すべき点に関して、評価の記入をする。



5

これまでのご議論のまとめ ～応募事業の審査（国）～

- 地域共生再エネ3要件については、**国は自治体の決めた配点比率をそのまま用いる**
- **採点による審査（定量評価）**の他、**ヒアリング等による審査（定性評価）**も行う

【採点表（イメージ）】 ※今後公募要領作成にあたって詳細検討

審査項目		自治体 配点例	係数化	国の目安 配点例	採点化 例
地域共生再エネ3要件	【地域共生の産業振興の推進】 地域での雇用や関係、関連産業の創出・発展といった経済的効果があるか （例えば地産地消、地域・インフラ・環境整備、公共サービスの拡充、人材育成・労働環境の整備、まちづくり、教育、文化施設等の社会的な貢献があるか）	0.3	0.15	3	0.45
	【自治体の産業振興の推進】 産業振興策に活用できる効果があるか （例えばシフトインフラ上のために工業を誘引しているか）	0.5	0.25	3	0.75
	【産業的・事業的計画】 地域的な事業計画の策定や、それを推進する体制も実現しているか （FTEを確保している事業については、FTEの専任職員の配置や、それを推進する体制も実現しているか）	0.2	0.1	2	0.2
安全性	「安全」に配慮しているか （例えば、安全対策は4年や、事業計画期間が4年以内であるか） （例えば、安全対策は4年や、事業計画期間が4年以内であるか）	-	0.1	3	0.3
住民理解	住民理解を得ているか （例えば、住民理解や関係者の協力を得るための工夫を講じているか）	-	0.1	3	0.3
事業性・持続性	事業及び事業性の事業性は認められるか （例えば、事業性及び事業性の事業性は認められるか、事業性の関係、及び事業性の関係（例えば、事業性の関係）は認められるか）	-	0.1	1	0.1
モデル性	他地域においても模範的・参考となる事業であるか	-	0.1	4	0.4
新規性	従来の事業と比べて新しいか、あるいは従来とは異なる取り組み（事業性、例えば、従来とは異なる取り組み、事業性の関係、及び事業性の関係）は認められるか	-	0.1	3	0.3
*審査の目安は以下の通り。 1.評価できない、2.ほとんど評価できない、3.一定程度評価できる、4.大いに評価できる。		1			2.8

6

これまでのご議論のまとめ ～顕彰事業に対する支援措置～

- 顕彰に伴う基本的な支援措置としては、**ロゴマーク付与やエネ庁HP上での紹介等**を通じた広報の検討
- その上で、更なる追加的な支援措置については、**各種補助金申請時の加点や地銀との連携、自治体の既存施策との連携**を模索
- 地域共生の在り方は地域によって異なるため、**既存事業の顕彰をもって、他の地域での実施も含む新規の全事業での支援に結び付けることは慎重になるべき**ではないか
- 一方で、顕彰を受けた**エリア内での新規の事業**に限り、何らかの支援を受けられるようにすることは考え得る
- まずは、**新制度として安定した実績を出すことが重要**であるが、今後、上記についても視野に入れて検討を進める

【対象となる補助金候補（例）】

- 経済省
「地域マイクログリッド構築支援事業」
…既存の系統網を活用して負荷コストを削減、非常時には地域の再エネを活用して自立的に電力供給する「地域マイクログリッド」の構築を支援
- 農林水産省
「食料産業・6次産業化交付金のうちバイオマス利用促進化対策」
…グリーン社会の実現に向けて、バイオマス利用の高度化に必要な施設整備を支援
- 経済省
「分散型エネルギーインフラプロジェクト」
…地方公共団体を主体として、バイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援
「ローカル10000プロジェクト」
…地域の資源を活用し、地域金融機関から融資を受け、雇用を生み出す事業の立ち上げ（民間事業者の初期投資費用）を支援
- 環境省
→国対面での協議の進捗を見つつ、今後連携を模索・検討

7

ロゴマーク付与（有効期限等）の検討の方向性

- ロゴマーク付与をする意義は、広報効果を除いて以下 2 点ある

①顕彰事業の顕彰後のフォローアップ

- ・ 顕彰事業が顕彰後も地域共生の取組を継続しているかのフォローアップを講じることは、**再エネが地域に定着する**ために重要
- ・ ロゴマークに有効期限を設け、**更新制とすることで、更新の際にフォローアップをする**こととしてはどうか

②補助金申請時の加点等の追加的な支援措置を講ずる期間の限定

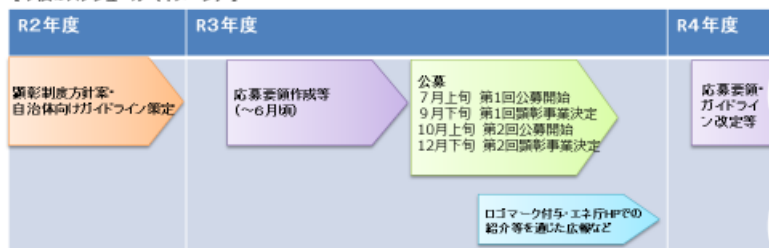
- ・ 支援措置を講ずる対象は、**現に地域共生に取り組む**事業であることが必要
- ・ したがって、**現にロゴマーク付**の事業に対して支援措置を講ずることとしてはどうか
- 更新方法は、来年度における**顕彰制度への応募数等を見つつ**、状況に応じて、**柔軟に今後検討**していくのがいいのではないか

8

今後のスケジュール（案）

- 早ければ令和3年度7月上旬より最初の公募を開始
- 令和3年度中に2回公募を行う方向で検討

【今後のスケジュール（イメージ）】



9

5.3 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度の実施に向けた自治体向けガイドライン (案)

第4回有識者検討会開催時点のものであり、今後このガイドライン案を参考としつつ、資源エネルギー庁において、制度実施に当たっての詳細設計等を講じる中で、加筆・修正等を講じることとなる。

**地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度の実施に向けた
自治体向けガイドライン**

2021 年〇月策定

資源エネルギー庁

目次

1. 地域共生マーク創設の背景・目的	1
2. 本制度における枠組みとフロー	2
3. 本ガイドラインの使い方	3
4. 本制度の運用にあたって	4
4-1. 地域共生再エネとは	4
4-2. 再エネ事業の評価手順	6
4-2-1. 審査項目の概要	6
4-2-2. 再エネ事業の評価手順	7

自治体が再エネ事業を評価する際に活用できるキャパビル関係の各省事業については、事業によって今後内容の変更等が生じうるため、ガイドラインではなく HP 上に掲載することで、適宜修正が可能となるようにする。

1. 地域共生マーク創設の背景・目的

我が国のエネルギー政策の基本的視座である「3E+S」を達成するためには、再生可能エネルギーの主力電源化の実現が必要です。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後、再エネの主力電源化の取組をさらに加速化させる必要があります。

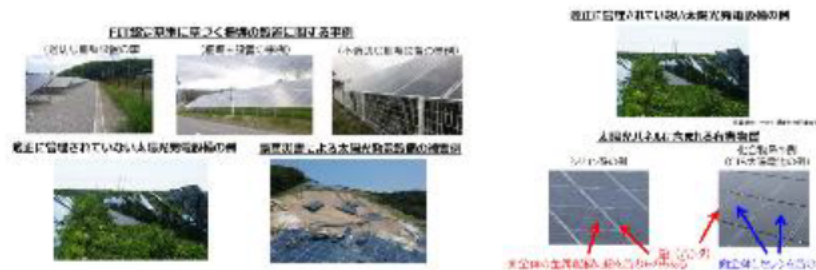
再エネのさらなる導入拡大に向けては、再エネが地元から受け入れられ、地域に定着していくことが重要です。再エネ事業は、地域の活性化やレジリエンス強化に資する面があり、再エネの地域活用に期待する地方公共団体も増えてきています。実際に、地域の雇用創出、関連産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する形で事業運営を行う再エネ事業も出てきているところです。

一方で、一部地域ではパネルの廃棄問題や景観問題等、再エネ事業への不安、懸念が顕在化している事例も存在し、新たに再エネ事業を展開するのが難しい状況にある地域も存在しています。（図1）

こうした背景から、地域共生に取り組む優良な再エネ事業を適切に評価し、普及促進すべく、優良な事例に対して「地域共生マーク」を付与し、顕彰する制度を創設しました。

本制度では、地域と共生する再エネの要件として「地域共生再エネ3要件」を定めました。この3要件を満たし、かつ設備の安全性や住民理解を最低限の要件として満たす再エネ事業に、「地域共生マーク」を付与します。

本制度が、既に地域共生に取り組む地元へ貢献している再エネ事業者への応援、そして新たに地域共生の再エネ事業に取り組もうとする地域の後押しになれば幸いです。



（図1）

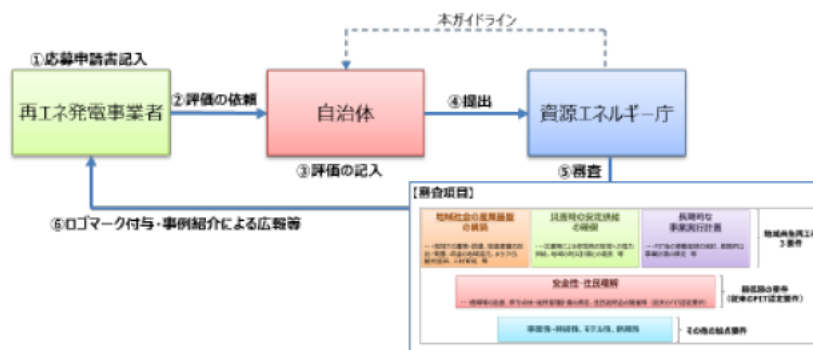
2. 本制度における枠組みとフロー

本制度では、資源エネルギー庁¹の公募に対して事業者が応募をする形となっていますが、その際に自治体にも評価をしていただくこととしています。

これは、地域共生の在り方は地域によって異なること、また、地域と共生しているかという点は資源エネルギー庁よりも自治体が判断の方が適している部分があることから、自治体にも評価をいただき、資源エネルギー庁は自治体の評価を参考にしながら最終的に審査を行います。

なお、自治体が忌憚なく事業の評価を行えるようにする観点から、自治体からの評価が事業者に見えない仕組みとするため、自治体が事業を評価した後は自治体から資源エネルギー庁に直接提出していただきます。

公募締切に確実に間に合うよう、自治体の方でも工程管理にご協力をお願いいたします。



¹ 応募事業の審査は、資源エネルギー庁が設置する外部有識者委員会にて実施。

3. 本ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、本制度において自治体が再エネ事業を評価する際の手順等を示したものです。

まず、本制度で定めた地域共生再エネ3要件の説明と、実際に存在する地域共生に取り組む再エネ事業を参考に、要件毎の取組例を挙げています。（4-1を参照）

その上で、本制度において自治体が再エネ事業を評価する際の手順を掲載しています。（4-2を参照）

4. 本制度の運用にあたって

4-1. 地域共生再エネとは

4-1-1. 地域共生再エネ3要件

地域と共生する再エネを評価するために、下記のように地域共生再エネ3要件を定義しました。

- 地域社会の産業基盤の構築
- 災害時の安定供給の確保
- 長期的な事業実行計画

地域社会の産業基盤の構築は、地域での雇用・調達、関連産業の創出・発展、まちづくり、観光振興、人材育成などといった、地域活性化に資する経済的・社会的な取組のことです。

災害時の安定供給の確保は、災害等による停電時の地域への電力供給や、地域の防災計画との連携など、レジリエンス向上に資する取組のことです。

長期的な事業実行計画は、FIT 後の稼働継続も含めた長期的な事業の検討や事業計画の策定など、長期的に事業を実行する計画のことです。

本制度では、地域共生の基本である、設備の安全性・住民理解を最低限満たし、かつ地域共生再エネ3要件を満たす再エネ事業に対し、地域共生マークを付与し、顕彰します。

4-1-2. 先行事例

実際に存在する地域共生に取り組む再エネ事業を参考に、取組例を挙げています。地域共生3要件の要件ごとに分類して紹介していますので、ご参考として下さい。

➤ 地域の産業基盤の構築

- ・地域の未利用材を活用したバイオマス発電による排熱を、熱帯果樹の温室加熱や食品の加工・乾燥処理等に活用し、全体で20名以上の雇用創出
- ・市民ファンドにより事業資金の一部を調達した風力発電で、売電収入の一部を市の基金に寄付し、森づくりや市内の環境関連の取組に活用
- ・農業用水路を活用した小水力発電で、売電収入の一部を農業水路の維持管理の他、公民館活動の支援や地元文化芸術の維持に活用
- ・地元の温泉を活用した地熱発電の排熱を使用して、エビ養殖施設や展望デッキを併設し、観光活性化に貢献
- ・売電収入を高齢者へのバス無料バスや学生の通学定期代の無償化事業等に活用
- ・地元食材の販売ルート開拓や地域のワークシェアスペースの設置、地域新電力の設立支援等を実施
- ・鶏糞を活用したバイオマス発電を実施し、地域の基幹産業であるプロイラー産業を支え、畜産業の安定的成長に貢献

➤ 災害時の安定供給の確保

- ・地域の防災計画と連携し、災害発生等による系統途絶時に公共施設や住宅地等に電力供給
- ・災害等による停電時の避難場所として発電所のシャワーやトイレ等を住民に開放する契約を自治体と締結
- ・地域の防災計画と連携し、避難施設に大型蓄電池を設置

➤ 長期的な事業実行計画

- ・FIT買取期間終了までに、地域内に自営線と蓄電池を整備し、停電しない町のモデルとなるスマートタウンにするという計画を構想
- ・鶏糞を活用したバイオマス発電により地域の基幹産業であるプロイラー産業を支えるという目的から、FIT後も新設備導入を含めた事業計画を策定
- ・現在の事業計画期間終了後も、発電設備を入替・追加整備し、事業継続を検討

4-2. 再エネ事業の評価手順

4-2-1. 審査項目の概要

本制度における審査項目は、地域共生再エネ3要件、安全性、住民理解、事業性・持続性、モデル性、新規性の6項目がありますが、自治体には地域共生再エネ3要件、安全性、住民理解の3項目について評価をしていただきます。

また、その際に地域共生再エネ3要件の各要件の配点比率を決めていただきます。これは、地域共生の在り方は地域によって異なるため、自治体が決めた配点比率を資源エネルギー庁が審査する際にそのまま使用することで、地域ニーズを審査に反映するためです。

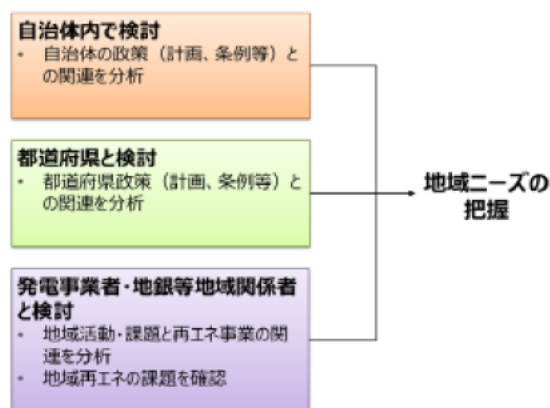
※以下審査項目表は今後作成する公募要領に沿って修正

審査項目	
地域共生再エネ3要件	【再エネを活用した地域社会の産業基盤の構築】 ・地域での雇用や調達、関連産業の創出・発展といった経済的な貢献があるか ・収益の地域還元、地域インフラ・環境整備、公共サービスの拡充、人材育成・環境意識の醸成、まちづくり、教育、文化芸能等の社会的な貢献があるか 【地域への再エネの安定供給の確保】 ・系統送電時に地域への供給ができるか ・更なるレジリエンス向上のために工夫を講じているか 【長期安定的な事業実行】 ・長期的な事業継続の方針や、それを見据えた取組を実施しているか ・FIT売電を行っている事業については、FIT後の稼働継続の方針やそれを見据えた取組を実施しているか
安全性	・安全・立地に係る関係法令等や、事業計画策定ガイドラインに記載のある対策を取っているか ・更なる安全性確保のために工夫を講じているか
住民理解	・住民理解を得ているか ・住民説明会や交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか
事業性・持続性	・事業及び事業者の事業性は認められるか ・今後の主要な事業環境（リソースの調達・確保、主商材の販売、及び事業収益と関連の強い物価等）の見通しは明るいのか
モデル性	・他地域においても横展開可能なポイントが当該事業にあるか
新規性	・従来事例と比較して先行した、あるいは独自性のある取組み（事業スキーム、地域との連携、革新的な技術の活用普及活動等）や新技術等があるか

4-2-2. 再エネ事業の評価手順

評価の手順としては、（１）地域ニーズの調査・把握（２）地域共生再エネ３要件の配点比率の決定（３）応募申請書への評価の記入、の３ステップです。

（１）地域ニーズの調査・把握



応募する再エネ事業が自らの地域にとって地域共生型であるかどうかを評価するためには、まずは自らの地域にとって地域共生する再エネとは何か、を知っておく必要があります。そのために、地域ニーズの調査・把握を行います。

地域ニーズの調査・把握の方法としては、まずは自治体内で検討することができます。自治体の政策（計画、条例等）と再エネ事業の関連を分析することで、当該地域にどのような再エネが求められているかを把握することができます。

自治体政策と再エネとの関連性が薄い場合は、都道府県政策（計画、条例等）との関連性を分析することにより、地域ニーズを把握することも可能です。

加えて、発電事業者や地元金融機関等の地域関係者とともに、政策以外の地域活動・課題との関連を分析したり、実際に地域にある再エネの課題を確認したりすることも、地域ニーズの把握につながります。

詳細な調査・分析が難しい場合は、担当部署内で意見交換をしていただくだけでも結構です。それにより、地域ニーズをある程度把握・確認することができるはずです。

このようにして地域ニーズを調査・分析することは、将来的に当該地域の再エネビジョン等を策定することや、地域関係者が共同して地域の再エネを活用した地域活性化に取り組むきっかけにつながっていくことになると期待されます。

（２）地域共生再エネ３要件の配点比率の決定

上記（１）で把握した地域ニーズに基づき、地域共生再エネ３要件の各要件の配点比率を決めます。資源エネルギー庁は、自治体の決めた配点比率をそのまま用い、審査を行います。

各要件につき、**配点を０とすることはできません** のでご注意ください。

例えば、自らの地域では災害が多くレジリエンスが重要という場合は「災害時の安定供給の確保」の配点を大きくし、経済状況が落ち込んでいるので経済効果が重要という場合は「地域社会の産業基盤の構築」の配点を大きくします。

（配点比率の例）

地域ニーズ	配点比率（例（重み係数））
レジリエンス重視	・ 地域社会の産業基盤の構築 （0.2） ・ 災害時の安定供給の確保 （0.6） ・ 長期安定的な事業実行計画 （0.2）
経済効果・社会貢献重視	・ 地域社会の産業基盤の構築 （0.6） ・ 災害時の安定供給の確保 （0.2） ・ 長期安定的な事業実行計画 （0.2）

なお、自治体の中でも山間部と都市部等でニーズが異なる場合は、それらの地域ごとに配点比率を変えていただいても問題ありません。

（３）評価の記入

事業者が記入した応募申請書の内容を参照し、地域共生再エネ３要件、安全性、住民理解の３つの審査項目と、全体を俯瞰して当該事業の強調・特筆すべき点に関して、評価の記入をしていただきます。

なお、安全性や住民理解等に明らかな欠陥がある場合は、自治体の判断で申請書の記入に協力しないこととしても良いこととします。